

プレミアム付商品券

10月からの消費税・地方消費税の引上げが家計に与える影響を緩和するとともに、地域における消費を喚起・下支えるため、要件を満たす方に「南越前町プレミアム付商品券」を発売します。対象者には、町から案内を郵送します。

購入対象者

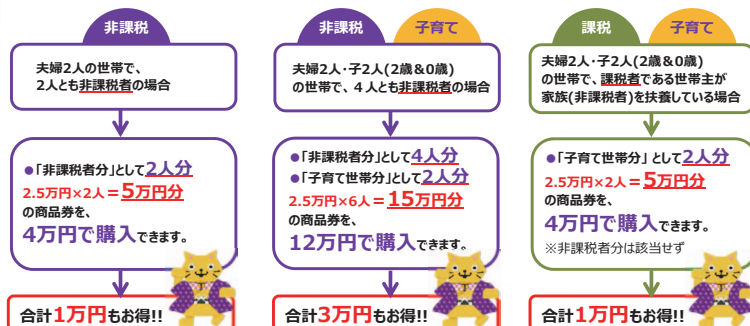
①住民税非課税の方(申請が必要)

平成31年度の住民税が課税されていない方
 ※住民税が課税されている方に扶養されている方(生計を一にする配偶者、扶養親族等)や生活保護の受給者は対象になりません。

②小さな乳幼児のいる子育て世帯(申請は不要)

平成28年4月2日から令和元年9月30日までに生まれたお子様がいる世帯の世帯主

例えば・・・



購入限度額

おひとりにつき、最大25,000円の商品券を20,000円で購入できます。
 ※商品券は5,000円単位で購入(5,000円分の商品券を4,000円で購入)することができます。
 ※商品券1枚あたりの額面は500円です。

申請手続

購入対象となる可能性のある方には、8月中旬頃に申請書を送付予定です。順次申請受付を開始しますので、申請書に必要事項を記入し、役場保健福祉課へ提出してください。その後、審査を経て交付決定となった方には、購入引換券を送付します。
 ※購入対象者②子育て世帯分は申請不要であり、世帯主様宛に購入引換券を送付します。

申請期間

8月下旬～12月31日(火)

購入場所・時間

場所：南越前町商工会(本所、今庄支所、河野支所)
 時間：本所は月～金曜日、今庄支所は水・金曜日、河野支所は火・木曜日の午前9時から午後5時まで
 休日販売(10月の第2・4日曜日)
 10月13日(日)・27日(日)の両日(午前9時から午後5時)は、以下の場所でご購入ください。
 〈南条〉商工会本所(JR南条駅横) 〈今庄〉今庄事務所(今庄住民センター内)
 〈河野〉河野事務所(河野住民センター内)

購入期間

10月1日(火)～令和2年2月28日(金)
 但し、河野支所での販売は12月26日(木)まで、今庄支所での販売は12月27日(金)までとします。

使用できる店舗

南越前町において営業し、店舗を有する事業所
 ※一部の業種を除く。※プレミアム付商品券取扱事業所としてあらかじめ町が承認し、登録された事業所。
 ※詳細は決まり次第、町HP等にてお知らせします。

使用期間

10月1日(火)～令和2年3月31日(火)



商品券の第三者への転売や譲渡、換金は固く禁じます。
 「プレミアム付商品券」を装う振り込み詐欺や個人情報の搾取にご注意ください。
 市区町村や内閣府などをかたった不審な電話や郵便があった場合は、役場や警察署にご連絡ください。

■申請先・問合せ 保健福祉課 ☎ 47-8007

詳しくは、内閣府プレミアム付商品券ホームページ <https://www.02premium.go.jp/> をご覧ください。

南越前町プレミアム付商品券の取扱店舗募集

商品券を使用できる町内小売店、飲食店等の取扱店舗を募集します。

申込先 **商工会会員の方** 南越前町商工会、**会員以外の方** 役場観光まちづくり課

申込締切 8月5日(月)

※「取扱事業所登録申請書」は、南越前町商工会、役場観光まちづくり課で入手できるほか、町ホームページよりダウンロードできます。

■問合せ 観光まちづくり課 ☎ 47-8013